

畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
畜産高度化支援リース事業実施要領	畜産高度化支援リース事業実施要領
<u>平成22年 5月28日22環機第448号 制 定</u> <u>【略】</u> <u>平成30年 3月27日29環機第854号 一部改正</u> <u>平成31年 4月 3日31環機第 3 号 一部改正</u>	<u>平成22年 5月28日22環機第448号 制 定</u> <u>【略】</u> <u>平成30年 3月27日29環機第854号 一部改正</u>
<p>一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が実施する畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設並びに機械及び装置（以下「施設等」という。）の貸付事業の実施に関しては、畜産高度化推進リース事業実施要綱（平成31年3月29日付30農畜機第7752号。以下「実施要綱」という。）に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。</p>	<p>一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が実施する畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設並びに機械及び装置（以下「施設等」という。）の貸付事業の実施に関しては、畜産高度化支援リース事業実施要綱（平成22年4月23日付22農畜機第389号。以下「実施要綱」という。）に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。</p>
第1 事業の内容等 <ul style="list-style-type: none"> 1 リース事業の内容及び用語の定義 <ul style="list-style-type: none"> (1) リース事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>畜産整備リース事業</u>（以下「経営リース」という。） 畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るために、畜産農家等に対して畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。 イ～ウ 【略】 (2) 【略】 2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 経営リース <ul style="list-style-type: none"> ア 【略】 イ 借受者の範囲等 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a <u>畜産経営を営む農業者</u>（法人化しているものを除く。） b <u>農業協同組合</u> c <u>農業協同組合連合会</u> d <u>農事組合法人</u>（農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 	第1 事業の内容等 <ul style="list-style-type: none"> 1 リース事業の内容及び用語の定義 <ul style="list-style-type: none"> (1) リース事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>畜産環境整備リース事業</u>（以下「経営リース」という。） 畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るために、畜産農家等に対して畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。 イ～ウ 【略】 (2) 【略】 2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 経営リース <ul style="list-style-type: none"> ア 【略】 イ 借受者の範囲等 <ul style="list-style-type: none"> 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。 (ア) 団体等 <ul style="list-style-type: none"> a <u>農業協同組合連合会、農業協同組合、公益社団法人、公益財团法人、一般社団法人又は一般財團法人であって、農業の振興を目的とするもの</u>（以下（1）において「団体等」という。）

<p><u>第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>e 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>f 株式会社又は持分会社であって農業（畜産業を含む。以下同じ。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（a）又（b）に該当するものは除く。</u></p> <p><u>（a）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの</u></p> <p><u>（b）その総株式又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第6号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（a）に掲げるもの（（e）又は（j）を除く。）の所有に属しているもの</u></p> <p><u>g 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）</u></p> <p><u>h 中小企業等協同組合</u></p> <p><u>i 一般社団法人又は一般財団法人（寄付行為又は定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）</u></p> <p><u>j 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</u></p> <p><u>k その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）</u></p> <p><u>l 協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和30年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する法人をいう。）</u></p> <p><u>m PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて選定された民間団体</u></p> <p><u>n 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体</u></p> <p><u>o 第3セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人）</u></p> <p><u>p 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づき設立された法人）</u></p>	<p><u>b 飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。）及び堆肥センター</u></p>
--	---

- q 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（a）及び（b）の要件に適合するもの
- (a) 農業を営む個人が主たる構成員であること
- (b) 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること
- i 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
 - ii 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること
 - iii 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別しないこと
 - iv 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
 - v 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
- r 土地改良区
- s 上記aからrに掲げる法人以外のものであって、次の（a）及び（b）の要件に適合するもの
- (a) 自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他飼料生産組織をいう。）であって、直近3年以上の活動実績があること
- (b) 飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期（3年以上）に受委託に関する協定を締結していること
- t その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの
- (イ) 借受者の要件
- 借受者は、以下の要件を満たすものとする。
- a 借受者は、次のいずれかに該当するものとする。
- (a) (ア) のaからiまで、k、q又はtのいずれかに該当するもの
- (b) (a) に該当する2者以上で構成する集団
- (c) (ア) のbからdまで、g、j、mからqまで又はtのいずれかに該当する堆肥センター
- (d) (ア) のbからgまで、j又はqからsまでのいずれかに該当する飼料生産組織

- (イ) (ア) のbの飼料生産組織にあっては、次の要件を満たすものとする。
- a 次の（a）から（j）までのいずれかの組織形態の飼料生産組織であること。
- (a) 農業協同組合
- (b) 農業協同組合連合会
- (c) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- (d) 土地改良区
- (e) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

b aの(d)に該当する(ア)のfの株式会社にあっては、(ア)のb又はcが株主となっている株式会社であって、(ア)のb若しくはc、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済み株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものとする。

c aの(d)に該当する(ア)のfの持分会社にあっては、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の過半を占めるものとする。

d aの(d)については、以下のいずれかに該当すること。

(a) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から3年度目。以下同じ。）までに、貸付施設等の導入年度の前年度又は過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上とすること

(b) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた収穫量の向上等の取組により、目標年度までに、過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させること

(c) その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が(b)に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、環境機構が適当と認めたもの

e 貸付施設等が家畜ふん尿の処理等を行う施設等である場合は、借受者の営む畜産経営において、家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用の観点から、早急に環境整備が必要であると認められるものとする。

f 貸付施設等が飼料の生産、給与、貯蔵等施設等又は特認施設等である場合の借受者は、次に掲げるとおりとする。

(a) 当該借受者の営む畜産経営について、飼料の生産又は利用の合理化その他飼養環境の改善の緊急性が高いと認められたもの

(b) 酪農又は肉用牛経営を営む者である場合は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に基づく市町村計画を作成している市町村内におい

(f) 株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、機構若しくは畜産業を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であるもの、又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）となっているものに限る。）

(g) 合同、合名又は合資会社（農業（畜産業を含む。以下この項に同じ。）を営む個人が社員となっている会社であって、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めるもの、又は農地所有適格法人となっているものに限る。）

(h) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）

(i) 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次のiからiiiまでのすべての要件に適合するもの
i 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
ii 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること

(i) 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること

(ii) 代表者の代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること

(iii) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

(iv) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと

(v) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

iii 貸付対象施設等の貸付を受けた年度末までに、(e)から(h)までの法人となることが総会の議決等により確実と見込まれる組織であること

(j) 上記に掲げる以外の法人のうち、次のi及びiiの要件に適合するもの

i 自給飼料の生産を從たる事業として営むコントラクターであり、直近3年以上の活動実績があること

ii 飼料の生産を委託する畜産農家と当該コントラクターの間

て乳用牛又は肉用牛を飼養しているもの及び都道府県からの申出に基づき環境機構が認めたもの

- で、長期（3年以上）の受委託に関する協定を締結すること
- b 次の（a）及び（b）のいずれかに該当する飼料生産組織であること。
- (a) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から3年度目。以下同じ。）までに、事業実施年度の前年度又は過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上とすること
- (b) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた収穫量の向上等の取組により、目標年度までに、過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させること（※新規組織は対象外）
- (c) その他飼料生産組織等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が（b）に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、機構が適当と認めたもの
- (ウ) (ア) のbの堆肥センターにあっては、次のaからkまでのいずれかの組織形態であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。
- (エ) 個人、法人等
- a 次に掲げる要件を満たす養畜の事業を行う個人の農業者（以下（1）において「畜産農業者」という。）
- (a) 貸付対象施設等が家畜ふん尿処理施設等である場合は、その畜産農業者が営む経営において家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用の観点から早急に環境整備が必要と認められること。
- (b) 貸付対象施設等が飼料の生産、給与等施設等、家畜飼養管理等施設等又は特認施設等である場合は、次の要件を満たすこと。
- i その畜産農業者が営む経営について、飼料の生産又は利用の合理化その他飼養環境の改善の緊急性が高いと認められる者であること。
- ii 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に基づく市町村計画を作成している市町村内で乳牛若しくは肉用牛を飼養している者又は

	<p>都道府県からの申出に基づき理事長が特に認めた者であること。</p> <p>b 養畜の事業を行う法人。ただし、農地所有適格法人に該当する株式会社又は持分会社（以下「会社」という。）以外の会社にあっては、次に掲げるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 資本の額又は出資の総額が3億円を超える、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えないもの（以下「中小法人」という。） (b) 会社の総株主又は総出資の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数が中小法人以外の会社の所有に属していないもの c 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は畜産農業者が株主又は出資の議決権の過半数を持つ会社 d a又はbを含む2以上の農業者が構成する集団であつて、かつ、貸付施設等を共同利用するもの（以下「集団」という。）。ただし、農事組合法人であつて養畜の事業に係る共同利用施設の設置又は養畜に係る農作業の共同化に関する事業及びこれらに付帯する事業のみを行つているものは、集団とみなして取り扱うことができる。 <p>ウ 借受団体及び再借受者</p> <p>農業協同組合連合会、農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業の振興を目的とするもの（以下「団体等」という。）は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又は、イの(イ)のaに該当する借受者に対し、直接又は転貸借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。</p> <p>(2)～(3) 【略】</p> <p>第2～第12 【略】</p>
--	--

第13 売買契約違反等に対する措置

1 【略】

2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関する場合は損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機構口座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約については、9.0%とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに締結した契約については8.9%とし、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに締結した契約については、8.9%として算定する。

その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合はこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14～第15 【略】

□□□附□則（平成31年4月8日31農畜機第197号承認）

この実施要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第13 売買契約違反等に対する措置

1 【略】

2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関する場合は損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約については、9.0%とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに締結した契約については8.9%として算定する。

その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合はこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14～第15 【略】